

令和7年度事業者集団指導

**サービス管理責任者及び
児童発達支援管理責任者
研修制度の仕組みについて**

令和7年6月12日(木)
山梨県障害福祉課

研修制度改定の経緯

- H30年度までのサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国として定めていなかった。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されていた。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。

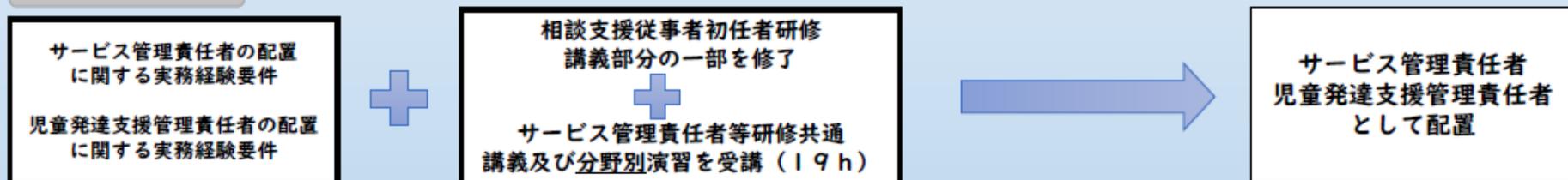


- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

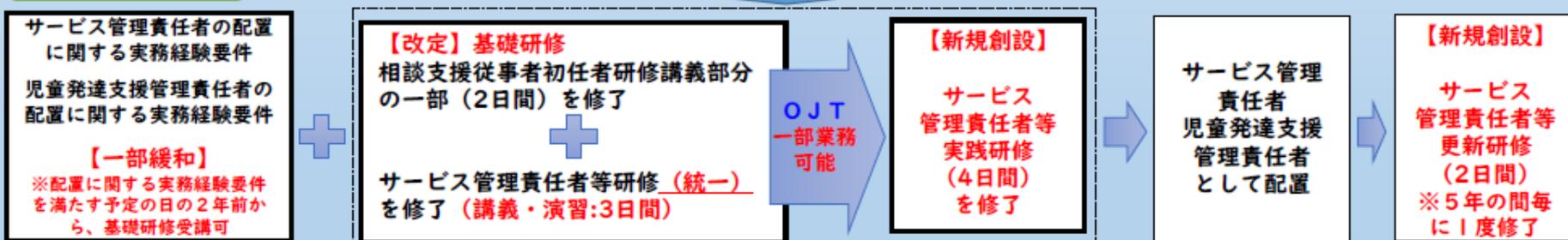
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・ 実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・ 更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

+

【新規創設(予定)】
専門コース別研修

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

【1】実務経験要件（配置に関する）

- ・条件により年限が異なる。（次スライド：詳細は告示を参照。）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容による。

【2】研修修了要件

1) 取得：基礎研修、実践研修を修了

2) 維持：実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修：サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修：基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に、通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者。

3) 更新研修：① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

| 業務の範囲 | 業務内容 | 実務経験年数 | | | 特区 ^{※3} (大阪・埼玉) | | |
|--|---|---------------------|--------------------|--------|-----------------------------|--------------------|--------|
| | | 国家資格者 ^{※1} | 有資格者 ^{※2} | 左記以外の者 | 国家資格者 ^{※1} | 有資格者 ^{※2} | 左記以外の者 |
| 障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示一イ(1)(一)】 | a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 | 3年以上 | 5年以上 | 3年以上 | 3年以上 | 3年以上 | |
| | b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 | | | | | | |
| | c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 | | | | | | |
| | その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | | | | | | |
| (三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示一イ(1)(二)】 | a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 | 5年以上 | 8年以上 | 3年以上 | 3年以上 | | |
| | b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者 | | | | | | |
| | c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 | | | | | | |
| | d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | e 特別支援学校等の従業者 | | | | | | |
| | その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | | | | | | |

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

| 業務の範囲 | | 業務内容 | 実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上) | | | | | |
|---|--|--|---|--------|--------|------|------|--|
| | | | 国家資格保有者※1 | 有資格者※3 | それ以外の者 | | | |
| <p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p> | <p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>〔告示一イ(1)(一)〕</p> | (1) 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 | 3年以上 | 5年以上 | | | | |
| | | (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 | | | | | | |
| | | (3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | | (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | | (5) 学校において相談支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | | (6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 | | | | | | |
| | その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | | | | | | | |
| | <p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>〔告示一イ(1)(二)〕</p> | (1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 | | | | 5年以上 | 8年以上 | |
| | | (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者 | | | | | | |
| | | (3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 | | | | | | |
| | | (4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 | | | | | | |
| | | (5) 学校等の従業者 | | | | | | |
| その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | | | | | | | | |

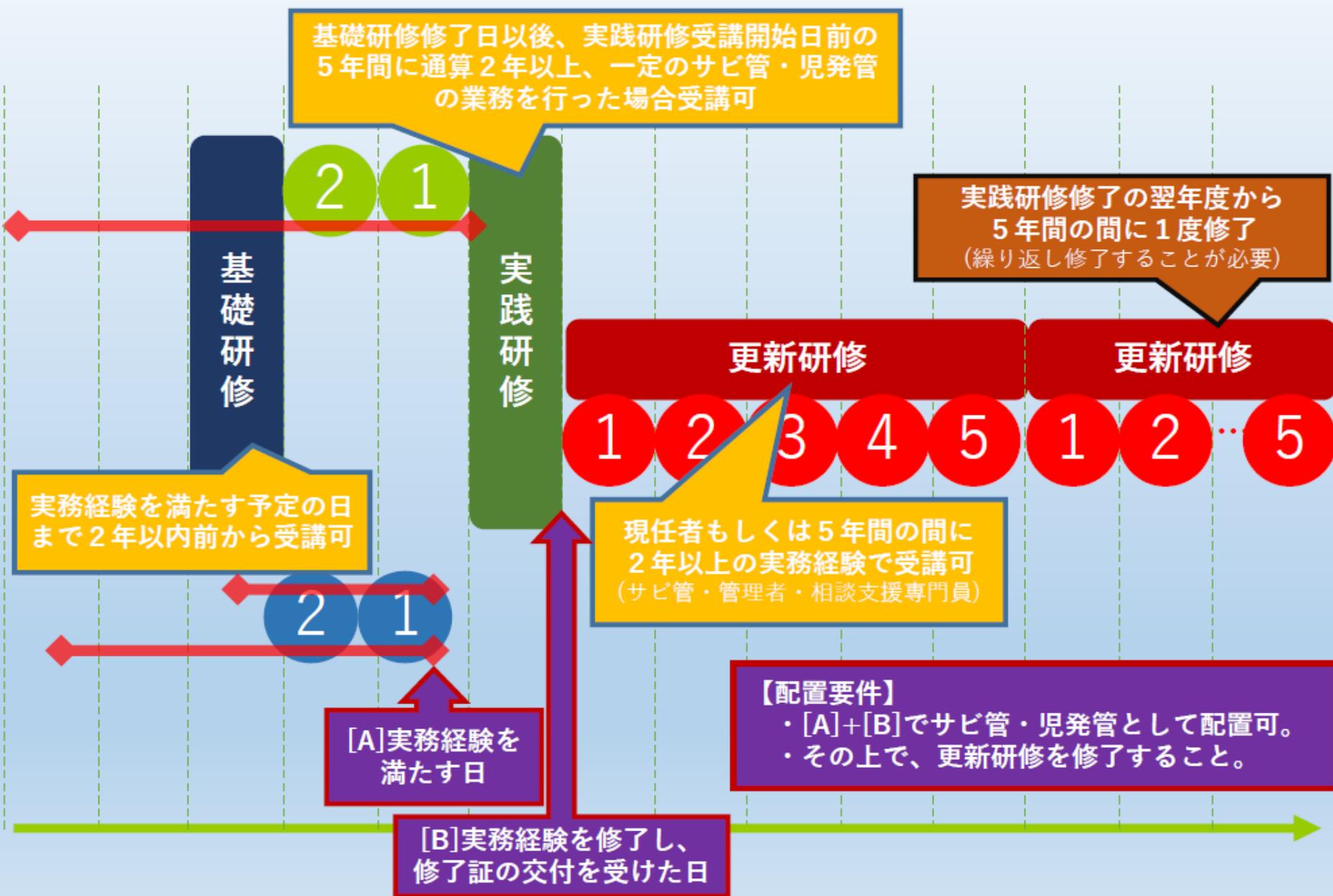
※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



【例外的な取扱い①】

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験⑧(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件⑧**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

実務経験⑧
相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験⑧(OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験⑧(OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5年毎に要
更新)

県への届出に関する通知

障 第 3 0 7 7 号
令和5年10月20日

各指定障害福祉サービス事業者 御中

山梨県福祉保健部障害福祉課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修制度における
実践研修受講要件特例の届出について (通知)

平素より、本県の障害福祉行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年6月30日にこども家庭庁及び厚生労働省より発出されました事務連絡において、実践研修を受講するための実務経験(OJT)について例外的に6月以上の実務経験での受講が可能となる旨が示されました。そのことに伴い、基礎研修終了後6月以上の期間で実践研修を受講可能とするための本県への届出の方法についてお知らせします。

つきましては、貴事業所内におきまして周知していただきますとともに、事務処理に遺漏無きようお願いいたします。

1 要件 (以下のいずれの要件も満たすこと)

- ①基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者等の配置に係る実務要件を満たしていること
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること
- ③上記業務に従事することについて指定権者に届出を行うこと

2 対象者 (次のいずれかの者)

- ①基礎研修終了者で、サービス管理責任者等のもとで個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事している者のうち OJT 期間が2年未満の者
- ②令和4年度4月1日以降の基礎研修終了者で、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等においてみなし配置されている者のうち OJT 期間が2年未満の者
- ③令和3年度末までの基礎研修終了者で、サービス管理責任者等としてみな

し配置されている者のうち OJT 期間が2年未満の者

※いずれの場合も、基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている必要があります。

3 届出の方法

○以下の書類を山梨県障害福祉課施設支援担当に提出してください。

(甲府市内の事業所においては甲府市障がい福祉課に提出)

- ・変更届出書 (別紙記載例1)
- ・勤務形態一覧表 (別紙記載例2)
- ・基礎研修修了証
- ・相談支援従事者初任者研修修了証
または相談支援従事者初任者研修講義部分受講証明書
- ・実務経験証明書

(基礎研修受講開始時点で配置に係る要件を満たしていることがわかるもの)

※届け出る場合は、変更が生じた日から10日以内に書類を提出すること。

なお、本改正施行前にすでに一連の業務に従事している方については速やかに提出すること。

4 留意事項

○個別支援計画作成の業務について

- ①利用者について面接した上でアセスメントを行う
- ②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する
- ③個別支援計画の作成に係る会議を開催し、原案の内容について担当者等から意見を求める
(サービス管理責任者等のもとで従事する場合は、サービス管理責任者が開催する会議に参画すること)
- ④原案について利用者または家族に説明し、文書により同意を得て個別支援計画を交付する
- ⑤利用者について継続的なアセスメント (モニタリング) を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う

○人員配置上の取扱いについて

- ・前述「2対象者」①に該当する者は、常勤・非常勤を問わない。ただし、個別支援計画作成の業務にあたるOJTの時間を担保できる程度の勤務時間を確保すること。

障 害 福 祉 課
施 設 支 援 担 当
TEL 055-223-1463

【例外的な取扱い②】

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添3

② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

